

所管部課	健康いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則 東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>国民健康保険における出産費資金貸付制度は、平成13年7月1日に施行された制度で、出産育児一時金の支給が見込まれる被保険者（世帯主）に対し、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金（31万円）を貸し付けることにより、被保険者の福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>その後、平成21年度に医療機関等に支払う受取代理制度や直接支払制度が導入され、平成26年度からは、資金貸付の利用者がいない状況となっている。</p> <p>また、出産育児一時金については、平成13年度では32万円であったが、令和5年度では50万円の支給額となっている。</p> <p>このように、出産費に対する他の制度が充実し、資金貸付の利用がないことから、東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第22号）を廃止する。</p> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 当該事務に係る負担軽減が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 8月 令和4年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書において、出産費資金貸付制度及び基金のあり方について検証を求める意見があった。 令和6年 1月 東大和市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受領。 令和6年 1月 文書課において審査済み。 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>平成25年度に貸し付けた31万円（1件）について、現在、27万円が未償還となっている。本債権については、令和4年度に徴収停止の決定を行っており、今後において適切に処理を行う。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。